

12. 12. 19
929号

七
七
八

大正十二年十二月十四日

財團法人協調會大阪支所

財團協調會大阪支所長 藤澤 穆

常務理事 添田 敬一郎 殿

大正亞鉛鍍金工業所勞働爭議之件

既報告ノ通り十二月三日罷業以來職業團ハ嘆願書ノ貫徹ヲ計ラン爲
メニ總同盟關西聯合會ノ應援ヲ得テ再三再四工場側ニ交渉スルモ會
社側ハ頑トシテ之ヲ斥ケタル爲メ遂ニハ職工側モ自暴自棄ノ氣味ト
ナリ或ハ不穩ノ行爲ニ出ルヤモ計リ知レズト察シ茲ニ山田築港警
察署長ハ本月十二日午後二時ヨリ工場主山本辰吉職工側代表總同盟
關西聯合會藤岡文六ノ兩名ヲ築港署ニ出頭セシメ協調スベク訓示シ
タルモ相互ニ譲ラズ意見ノ衝突ヲ免レザル結果署長自ラ左ノ條件、

- (以下ノ辭退ハ第一要求書ノ通り)
- ニ 一々半以上一々日ヲ俸ス辭ニ日辭四日代ヲ俸ス事
- ハ 六々日以上一々半未滿八日辭十日代
- ロ 二々日以上六々日未滿八日辭四日代
- ト 二々日以下八日辭廿日代

第二要求書

- (以下辭退ハ嘆願書ノ通り)
- ニ 退職ノ組合ハ六半俸ヲ支給スルコト
- ハ 一々半以上一々日ヲ俸ス辭ニ日辭四日代ヲ俸ス事
- ロ 六々日以上一々半未滿日辭十日代